

総社市告示第3号

総社市コンビニエンスストア等における証明書等の交付に関する要綱を次のとおり定める。

令和2年1月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市コンビニエンスストア等における証明書等の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コンビニエンスストア等に設置された端末による証明書等の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号カード 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。
- (2) 利用者証明用電子証明書 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。
- (3) 端末 本市の電子計算機と、地方公共団体情報システム機構(地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)第1条に規定する地方公共団体情報システム機構をいう。)の使用に係る電子計算機を経由して、電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末であって、次条に規定する証明書等を発行する機能を有するものをいう。
- (4) 暗証番号 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に規定する暗証番号をいう。

(証明書等の種類)

第3条 端末により交付する証明書等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し(除票を除く。)
- (2) 総社市印鑑登録及び証明に関する条例(平成17年総社市条例第163号)第5条の規定による登録を受けている自己の印鑑登録証明書
- (3) 本市に本籍のある自己又は自己と同一の戸籍に属する者に係る戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書(除籍及び改製原戸籍証明書を除く。)
- (4) 本市に本籍のある自己又は自己と同一の戸籍に属する者に係る戸籍の附票の写し(除票を除く。)
- (5) 自己の所得・課税証明書(交付請求した日の属する年度分(当該年度分の市民税額が確定するまでの間であっては、前年度分)に係るものに限る。)

(利用時間等)

第4条 端末による証明書等の交付の利用時間は、午前6時30分から午後11時までとする。

2 端末による証明書等の交付の休止日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、利用時間及び休止日を変更することができる。

(証明書等の請求及び交付)

第5条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者であって、端末による証明書等の交付を受けようとするものは、自己の有効な利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードを使用して、端末に自ら暗証番号等必要な事項を入力することにより、当該証明書等の交付を請求するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第3号及び第4号に掲げる証明書等の交付を受けようとする本市の住民基本台帳に記録されていない者は、事前に市長に対し利用登録申請を行い、承認を受けた場合に限り、当該証明書等の交付を請求することができる。

3 市長は、第1項の規定による請求があった場合は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第38条第1項の規定による確認を行い、当該請求が適正であると認めるときは、端末から証明書等を交付するものとする。

(交付の記録等)

第6条 市長は、端末による証明書等の交付請求及び端末からの証明書等の交付について記録するとと

もに、当該記録を保管するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年2月3日から施行する。